

# 常磐大学幼稚園園則

制 定 1969年10月25日 理事会  
最近改正 2017年11月30日

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
  - 第2章 教育期間および休園日（第6条・第7条）
  - 第3章 教育課程および教育週数（第8条～第11条）
  - 第4章 職員（第12条・第13条）
  - 第5章 入園、編入園、退園、転園、休園、出席停止および修了（第14条～第20条）
  - 第6章 保育料およびその他の費用（第21条～第24条）
  - 第7章 褒賞（第25条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 常磐大学幼稚園（以下「本園」という。）は、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長し、かつ幼稚園教育の理論および実際に関する研究ならびに実証をするとともに、学生の教育実習を行うことを目的とする。

### （自己点検等）

第1条の2 本園は、その教育水準の向上を図り、本園の教育目標を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 前項の点検および評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

### （位置）

第2条 本園は、茨城県水戸市見和1丁目425番地に置く。

### （入園資格）

第3条 本園に入園することのできる者は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの

幼児とする。

(定員および学級編制)

第4条 本園の幼児定員は175人とし、学級編制は次のとおりとする。

	学級数	定員(人)
3歳児	3	55
4歳児	2	60
5歳児	2	60
合計	7	175

(教育年限)

第5条 本園の教育年限は、4歳児入園者について2年、3歳児入園者について3年以上4年未満とする。

## 第2章 教育期間および休園日

(教育期間)

第6条 教育期間は、次の3期に分ける。

- 1 第1教育期間 4月1日から7月31日まで
- 2 第2教育期間 8月1日から12月31日まで
- 3 第3教育期間 翌年1月1日から3月31日まで

(休園日)

第7条 本園の休園日は、次のとおりとする。

休園日	備考
1 日曜日	
2 土曜日	保育認定児を除く。
3 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	
4 本学創立記念日 1月25日	保育認定児を除く。
5 県民の日 11月13日	保育認定児を除く。
6 春季休園日 3月21日から4月7日まで	保育認定児を除く。
7 夏季休園日 7月21日から8月31日まで	保育認定児を除く。
8 冬季休園日 12月21日から翌年1月7日まで	保育認定児を除く。

(第3号に掲げる日を除く。)

### 第3章 教育課程および教育週数

(教育課程)

第8条 本園の教育課程は、法令および幼稚園教育要領（平成20年3月28日文部省告示第20号）に基づき、次の表に示す各「領域」について、それぞれの「ねらい」をもって編成する。

領域\ねらい	心情	意欲	態度
健康	明るく伸び伸びと行動し充実感を味わう	自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける
人間関係	幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう	進んで身近な人とかわり、愛情や信頼感をもつ	社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける
環境	身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ	身近な環境に自分からかわり、それを生活に取り入れ発見を楽しんだり、考えたりしようとする	身近な事象を見たり考えたり扱ったりする中で、物の性質や数量などに対する感覚を豊かにする
言葉	自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことを話し、伝え合う喜びを味わう	日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる
表現	いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ	感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ

② 教育課程の実施計画は、別に定める。

(教育・保育時間等)

第9条 本園の教育・保育の時間は午前8時00分から午後6時00分までとし、預かり保育

の実施時間、料金および定員は別に定める。

(教育週数および時間)

第10条 教育週数は、年間39週を下らないものとする。

② 1日の教育時間は、4時間を標準とする。

(預かり保育)

第11条 本園は、本園預かり保育実施基準に基づき預かり保育を実施する。

#### 第4章 職員

(職員)

第12条 本園に次の職員を置く。

- 1 園長 1人
- 2 教頭 1人
- 3 教諭 7人
- 4 園医 1人
- 5 園歯科医 1人
- 6 園薬剤師 1人
- 7 事務職員 1人

② 特別な事情がある場合は、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭または講師を置くことができる。

(職務)

第13条 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

② 教頭は、園長を補佐し、園務を処理する。

③ 教諭は、園長の指示に従い、幼児の教育に従事する。

④ 園医、園歯科医および園薬剤師は、幼稚園における保健管理に関する専門的事項についての技術および指導に従事する。

⑤ 事務職員は、事務に従事する。

#### 第5章 入園、編入園、退園、転園、休園、出席停止および修了

(入園許可)

第14条 入園は、選抜選考に合格し、必要な手続を完了した者に対して園長が許可する。

② 入園者の選抜方法については、園長が定め、毎年あらかじめこれを公示する。

(出願手続)

第15条 入園を希望する者は、園長が定める期日までに本園所定の入園願書その他の書類に入園検定料を添えて園長に願い出なければならない。

② 入園検定料の金額については、別に定める。

(入園手続)

第16条 入園を許可された者は、園長が定める期日までに本園所定の入園誓約書その他の書類を園長に提出しなければならない。

② 前項の手続が所定の期日までに完了しなかった場合には、入園の許可を取り消すことがある。

(編入園)

第17条 園長は、編入園を志願する者がいるときは、教育上支障のない場合に限り、選考の上、相当学年に編入園することを許可することができる。

② 編入園に関し必要な事項は、別に定める。

(退園等)

第18条 退園、転園および休園する者は、その事由を具し、園長に願い出るものとする。

(出席停止)

第19条 園長は、園児が伝染病に罹患しており、またはその疑いがあるなど伝染病予防のため必要があると認めるときは、出席停止を命ずることができる。

(修了)

第20条 園長は、所定の教育課程を修了したと認める者に修了証書を授与する。

## 第6章 保育料およびその他の費用

(保育料)

第21条 保育料の金額については、園児の居住地の市町村が定める額とし、利用者負担については、所得に応じて市町村が定める額を毎月徴収する。

② 保育料は、出欠の有無にかかわらず毎月10日までに、その月分を納入するものとする。

る。

- ③ 幼児が休園したときは、前項の規定にかかわらず、出席しないことが月の始めから末日までに及ぶときは、当月分の保育料を免除する。

(その他の費用)

第22条 園長は、前条に規定するもののほか、特に必要と認める納付金を徴収することができる。

- ② その他の費用に関し必要な事項は、別に定める。

(滞納)

第23条 園長は、正当な理由なく、引き続き長期にわたって保育料その他の費用を滞納したときは、退園を命ずることがある。また、本園は退園後も未納分の保育料を請求することができる。

(返還)

第24条 既納の保育料およびその他の費用は、原則として返還しない。

## 第7章 褒賞

第25条 園長は、他の園児の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

## 附 則

- 1 この規程の改廃には、理事会の承認を必要とする。
- 2 本園則は、1970年4月1日から施行する。
- 3 本園則の実施に必要な細則は、園長が別に定める。
- 4 本園則の改正事項は、1971年4月1日から施行する。
- 5 本園則の改正事項は、1972年4月1日から施行する。
- 6 本園則の改正事項は、1973年4月1日から施行する。
- 7 本園則の改正事項は、1974年4月1日から施行する。
- 8 本園則の改正事項は、1975年4月1日から施行する。
- 9 本園則の改正事項は、1976年4月1日から施行する。
- 10 本園則の改正事項は、1977年4月1日から施行する。
- 11 本園則の改正事項は、1979年4月1日から施行する。
- 12 本園則の改正事項は、1982年4月1日から施行する。
- 13 本園則の改正事項は、1983年4月1日から施行する。

- 1 4 本園則の改正事項は、1984年4月1日から施行する。
- 1 5 本園則の改正事項は、1985年4月1日から施行する。
- 1 6 本園則の改正事項は、1987年4月1日から施行する。
- 1 7 本園則の改正事項は、1989年4月1日から施行する。
- 1 8 本園則の改正事項は、1990年4月1日から施行する。
- 1 9 本園則の改正事項は、1991年4月1日から施行する。
- 2 0 本園則の改正事項は、1991年4月1日にさかのぼって施行する。
- 2 1 本園則の改正事項は、1992年4月1日から施行する。
- 2 2 本園則第8条第1項の改正事項は、1992年9月1日にさかのぼって、第18条の改正事項は、1993年4月1日から施行する。
- 2 3 本園則の改正事項は、1996年4月1日から施行する。
- 2 4 本園則の改正事項は、1997年4月1日から施行する。
- 2 5 本園則の改正事項は、1998年4月1日から施行する。
- 2 6 本園則の改正条項は、1999年4月1日から施行する。
- 2 7 本園則の改正条項は、2001年4月1日から施行する。
- 2 8 本園則の改正事項は、2002年4月1日から施行する。
- 2 9 本園則の改正事項は、2005年4月1日から施行する。
- 3 0 本園則の改正事項は、2006年4月1日から施行する。
- 3 1 本園則の改正事項は、2008年4月1日から施行する。
- 3 2 本園則の改正事項は、2010年4月1日から施行する。
- 3 3 本園則の改正事項は、2015年4月1日から施行する。
- 3 4 本園則の改正事項は、2016年4月1日から施行する。
- 3 5 本園則の改正事項は、2018年4月1日から施行する。